

# 農 作 業 受 委 託 契 約 書

(水田・畑作経営所得安定対策用)

委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって受委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者(甲)

住 所 只見町大字 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

受託者(乙)

住 所 只見町大字 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(内容)

第1条 甲は、この契約書に定めるところにより別表に記載する農用地等(以下「農用地等」という。)における農作業を乙に委託し、乙は善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

2 甲は、乙が受託作業を円滑に行えるように栽培管理等に十分な配慮をするものとする。

3 甲は、農用地等において生産・収穫された農産物の販売を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(契約期間)

第2条 農作業受委託の契約期間は、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までの\_\_\_\_年間(\_\_\_\_ヶ月間)とする。

(主宰権)

第3条 農作業等の実施方法は、甲が特に指示するもの以外は、乙の実施計画によるものとする。

(実績報告)

第4条 乙は、農作業等を実施するとき及び完了したときは、その都度速やかに甲に通知するものとする。また、乙は年間の受託作業等の一切が完了したときは、農作業等完了報告書を甲に提出するものとする。

( 損益の計算方法 )

第5条 受託作業等により生ずる収穫物の所有権は、乙に帰属し、損益は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、受託作業等に係る販売金額（共済金を含む。）から受託経費（受託報酬を含む。）を除いた額を、\_\_\_月末日までに甲の指定する預貯金口座への振り込みにより支払うものとする。

3 乙は、受託作業等に係る受託経費の内訳を整理しておくものとする。

( 修繕及び改良 )

第6条 乙は、甲の同意を得て農用地等の修繕及び改良を行うことができる。ただし、その修繕及び改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

2 修繕及び改良の経費は、甲が負担するものとする。ただし、甲及び乙が協議のうえ、これと異なる定めをした場合にはその定めによる。

( 損害賠償 )

第7条 乙は、異常気象、水害その他の災害による農用地等からの収量の減少、農用地等の損壊、滅失等乙の故意又は過失によらない損害についての責めを負わないものとする。

( 再委託の禁止 )

第8条 乙は、受託作業等の再委託をしてはならない。

( 契約の変更 )

第9条 契約を変更する場合は、甲乙協議のうえ、その変更事項をこの契約書に明記するものとする。また、契約期間の途中において、契約を解除する場合は、双方の合意により行うものとする。

( その他 )

第10条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

